（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

第二条　令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは「十五年」と、「一年」とあるのは「三年」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三十八号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和三年二月二十八日」を「令和四年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三十九号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十六号、第二十四条第四項、第三十四条第一項第三号イ、第二項及び第八項、第五十四条第四項、第五十四条の二第一項、第五十七条第十四項、第六十一条の二第二十四項、第六十二条第三項、第六十二条の二第四項、第六十二条の七第七項並びに第六十二条の八第十二項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の二の二第二項及び第六十八条の八十六第二項並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号リを同号ヌとし、同号ハからチまでを同号ニからリまでとし、同号ロ中「ロ及び」を「ハ及び」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、その前に次のように加える。

イ　役務の提供の対価として自己の株式を交付した場合（その役務の提供後に当該株式を交付した場合及び当該株式と引換えに給付された債権（その役務の提供の対価として生じた債権に限る。）がある場合（次号において「事後交付等の場合」という。）を除く。）

第八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　役務の提供の対価として自己の株式を交付した場合（事後交付等の場合を除く。）の当該役務の提供に係る費用の額のうち既に終了した事業年度において受けた役務の提供に係る部分の金額（当該株式が法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式である場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の当該金額）に相当する金額から当該株式の発行により既に終了した事業年度において増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額

第八条第一項第十五号イ中「新株予約権」の下に「及び株式引受権」を加える。

第二十三条第一項第二号イ及び第六十九条第十項第三号ハ中「新株予約権」の下に「及び株式引受権」を加える。

第七十条第一号ロ中「決議により」を「決議により、」に改め、「できる」の下に「金銭その他の資産について、」を加え、「又は金銭」を「、その内国法人の株式若しくは新株予約権の数の上限又は金銭」に改め、「算定された金額」の下に「、当該株式又は新株予約権（当該事業年度に支給されたものに限る。）の当該上限及びその支給の時（第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与」という。）にあつては、同項の定めをした日）における一単位当たりの価額により算定された金額」を加え、「第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する」を削る。

第七十一条の三第一項中「次項において「確定数給与」という。）」を「以下この条において「確定数給与」という。）の支給として行う株式又は新株予約権の交付が正常な取引条件で行われた場合には、当該確定数給与」に改め、同条第二項中「の交付」の下に「（正常な取引条件で行われたものに限る。）」を、「対価の額」の下に「若しくは同項第一号の二に規定する費用の額」を加える。

第百十一条の二第四項中「の交付につき給付され、又は消滅した債権（当該」を「と引換えに給付された債権その他その役務の提供をする者に当該特定譲渡制限付株式が交付されたことに伴つて消滅した債権（同項の」に、「同じ。）の」を「消滅債権」という。）の」に、「第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額」を「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額」に、「の交付につき給付され、又は消滅した債権の」を「に係る消滅債権の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その特定譲渡制限付株式に係る消滅債権がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　その特定譲渡制限付株式の交付された時の価額

二　その特定譲渡制限付株式が第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与の支給として交付されたものである場合　同項に規定する交付決議時価額